

校長	教頭	教頭	事務長	科課長	文書係	主管
						全保厚 定

3字教委総第2124号  
令和3年11月17日

各中高等学校長 様

宇和島市教育委員会  
教育長 金瀬 聡  
(公印省略)

令和4年度 宇和島市奨学生の募集について

各学校長におかれましては、平素より宇和島市教育行政に関し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、当市では高等学校・高等専門学校・専門学校・短期大学及び大学在学者（令和4年度入学予定者も含む）に対し、奨学資金の貸付を実施しております。つきましては、令和4年度も下記のとおり奨学生を募集しますので、生徒及び保護者の方などに周知していただくと共に、適格者の推薦について、ご配慮願います。  
なお、他の育英・愛媛県・その他の奨学生出願者も併願することは差し支えありませんが、これらの奨学生に内定・決定された場合は、本奨学生出願資格を失いますのでご注意ください。併願者については、事前にお知らせいただきますようお願いいたします。

記

- 1 募集期間 令和3年12月1日（水）～令和4年1月21日（金）
- 2 提出書類
  - (1) 様式第1号 奨学生願書
  - (2) 家計調書
  - (3) 所得（課税）証明書（税務課発行のもの）  
※令和2年中の所得等の内容が記載された令和3年度分
  - (4) 同意書（保護者）
  - (5) 承諾書兼同意書（連帯保証人）
  - (6) 様式第2号 奨学生推せん調書

※様式第1号 奨学生願書の添付書類に記載された「在学証明」は、中学・高等学校在学者は提出の必要はありません。

学校長は上記（1）～（5）の奨学生願書等を取りまとめ、（6）推せん調書を添えて提出してください。

- 3 提出期限 令和4年1月28日（金）  
※お手数ですが、申し込み希望がない場合も下記担当まで、ご一報いただきますようお願いいたします。

- 4 提出先 宇和島市役所7階 宇和島市教育委員会 教育総務課



**【担当】**  
宇和島市教育委員会 教育総務課 木原  
TEL：0895-24-1111（内線2762）  
0895-49-7030（直通）  
E-Mail：kihara-kohei@city.uwajima.lg.jp

## 令和4年度 宇和島市奨学生募集要項

### 1 目的

経済的理由により修学困難な者に対して、奨学資金を貸し付けて修学させることを目的とします。

### 2 募集人員

高校・高専学校、大学・短大・専門学校 いずれも若干名

### 3 貸与額

学校別	入学支度金 (1回限り)	修学金
高校・高専学校	30,000円	月 15,000円
大学・短大・専門学校	60,000円	月 30,000円

### 4 貸与期間

令和4年4月から卒業まで(正規の修学期間)

### 5 奨学生資格

- (1) 保護者(親権を行う者または後見人)が、宇和島市内に在住し市税を滞納していないこと
- (2) 高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学及び大学に進学希望または在学していること
- (3) 学業、人物ともに優良、健康であり学資の支弁が困難であると認められる者
- (4) 他の育英、愛媛県、その他の奨学生でない者

### 6 出願手続

在学する学校で交付される下記の(1)～(5)に必要事項を記入し、学校を通じて提出してください。  
ご提出いただいた書類の返還には応じかねますので、ご了承ください。

- (1) 様式第1号 奨学生願書
- (2) 家計調書
- (3) 所得(課税)証明書(税務課発行のもの)

※令和2年中の所得等の内容が記載された令和3年度分

- (4) 同意書(保護者)
- (5) 承諾書兼同意書(連帯保証人)

## 7 募集期間

令和3年12月1日（水）～令和4年1月21日（金）

## 8 奨学生の基準

人物、健康、学力及び家計の各基準については、愛媛県奨学生に準じて行います。

## 9 奨学生の内定及び決定

- (1) 学校長からの推せん調書、本人の願書等について審査し内定します。
- (2) 内定者として決定すれば、学校長及び本人へ通知します。（2月下旬～3月上旬頃の予定）
- (3) 学校より内定者の進学先決定の報告を受けた後、奨学生として決定し、学校長及び本人へ通知します。（決定後は、「奨学資金貸付及び返還契約書」の締結が必要となります。）

## 10 連帯保証人

奨学生に採用されたとき（「奨学資金貸付及び返還契約書」の締結時）及び貸与が終了したときには、印鑑証明書を添付のうえ、連帯保証人と連署押印した書類の提出が必要となります。

連帯保証人は宇和島市に住所を有し、奨学生及び保護者と別生計で住民税を賦課され滞納していないことが必要です。申請される方（保護者）は、連帯保証人に前もってご説明いただくようお願いいたします。

## 11 返還の義務

奨学資金は貸与するものですから、卒業後は必ず返還しなければなりませんが、この返還義務以外の付帯義務は一切ありません。また、卒業後の就職、進学その他についても制限はありません。

奨学資金の返還は、貸与を終了してから原則1年経過後、半年賦によって10年以内に返還していただきます。

